

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【国際公開番号】WO2021/084382
 【公表番号】特表2023-500249(P2023-500249A)
 【公表日】令和5年1月5日(2023.1.5)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-002
 【出願番号】特願2022-525143(P2022-525143)
 【国際特許分類】

10

A 6 1 F 13/02(2006.01)

A 6 1 M 25/02(2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/02 A

A 6 1 F 13/02 3 1 0 J

A 6 1 F 13/02 3 1 0 M

A 6 1 F 13/02 3 8 0

A 6 1 M 25/02 5 0 2

【手続補正書】

20

【提出日】令和5年10月18日(2023.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

本発明の具体的な実施形態を本明細書中に示し及び説明してきたが、これら実施形態は多くの考えられる具体的な構成を単に例示しているにすぎず、構成は本発明の原理を適用して考案され得ることは理解されよう。当業者であれば、これらの原理に従い、本発明の趣旨及び範囲を逸脱することなく、多数かつ多様な他の構成を考案することができる。したがって本発明の範囲は、本願で述べた構造に限定されるべきものではなく、特許請求の範囲の文言により述べられる構造及びそうした構造の等価物によってのみ限定されるものである。

30

なお、各実施形態に加えて以下の態様について付記する。

(付記1)

テープストリップであって、

第1の主面と、前記第1の主面と反対側の第2の主面と、本体層を囲む外辺部と、

前記外辺部の第1の点から前記本体層を通過して前記外辺部の第2の点まで延びている中央部と、

40

前記中央部から第1の方向に延びている第1の安定化部と、

前記中央部から第2の方向に延びている第2の安定化部と、

前記中央部から前記第1の方向に延びている第1の巻付けストリップであって、前記本体層を通過する第1の切り込みが、前記第1の巻付けストリップを前記第1の安定化部から分離する、第1の巻付けストリップと、

前記中央部において前記本体層を通過し、前記外辺部上の前記第1の点から前記外辺部上の前記第2の点まで延びている、穿孔セットと、

前記テープストリップの前記第1の主面上に配置された接着剤と、

を備える、テープストリップ。

(付記2)

50

第 2 の主面であって、接着剤が前記第 2 の主面上に配置されており、前記第 2 の主面が前記基材上に重なる、第 2 の主面と、
を含む、適用すること、
を更に含む、付記 1 3 に記載の方法。

(付記 1 6)

前記デバイスがチューブである、付記 1 3 ~ 1 5 のいずれか一項に記載の方法。

(付記 1 7)

テープストリップであって、

第 1 の主面と、前記第 1 の主面と反対側の第 2 主面と、本体層を囲む外辺部と、

前記外辺部の第 1 の点から前記本体層を通して前記外辺部の第 2 の点まで延びている中央部と、 10

前記中央部から第 1 の方向に延びている第 1 の安定化部と、

前記中央部から第 2 の方向に延びている第 2 の安定化部と、

前記中央部から前記第 1 の方向に延びている第 1 の巻付けストリップであって、前記本体層を通る第 1 の切り込みが、前記第 1 の巻付けストリップを前記第 1 の安定化部から分離する、第 1 の巻付けストリップと、

前記テープストリップの前記第 1 の主面上に配置された接着剤と、

前記第 1 の巻付けストリップにおいて前記第 2 の主面上に配置された接着剤と、

を備える、テープストリップ。

(付記 1 8)

前記第 1 の主面上に配置された前記接着剤が、連続的なフラッドコーティングである、付記 1 7 に記載のテープストリップ。

(付記 1 9)

前記第 1 の主面上に配置された前記接着剤が、連続的なパターンコーティングである、付記 1 7 に記載のテープストリップ。

(付記 2 0)

前記中央部から延びている第 2 の巻付けストリップを更に備え、第 2 の切り込みが、前記第 2 の巻付けストリップを前記第 2 の安定化部から分離し、接着剤が、前記第 2 の巻付けストリップにおいて前記第 2 の主面上に配置されている、付記 1 7 ~ 1 9 のいずれか一項に記載のテープストリップ。 30

【手続補正 2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

テープストリップであって、

第 1 の主面と、前記第 1 の主面と反対側の第 2 の主面と、本体層を囲む外辺部と、

前記外辺部の第 1 の点から前記本体層を通して前記外辺部の第 2 の点まで延びている中央部と、 40

前記中央部から第 1 の方向に延びている第 1 の安定化部と、

前記中央部から第 2 の方向に延びている第 2 の安定化部と、

前記中央部から前記第 1 の方向に延びている第 1 の巻付けストリップであって、前記本体層を通る第 1 の切り込みが、前記第 1 の巻付けストリップを前記第 1 の安定化部から分離する、第 1 の巻付けストリップと、

前記中央部において前記本体層を通り、前記外辺部上の前記第 1 の点から前記外辺部上の前記第 2 の点まで延びている、穿孔セットと、

前記テープストリップの前記第 1 の主面上に配置された接着剤と、

を備える、テープストリップ。

【請求項 2】

接着剤が、前記第 1 の巻付けストリップにおいて前記第 2 の主面上に配置されている、請求項 1 に記載のテープストリップ。

【請求項 3】

前記中央部から前記第 2 の方向に延びている第 2 の巻付けストリップを更に備え、第 2 の切り込みが、前記第 2 の巻付けストリップを前記第 2 の安定化部から分離し、
接着剤が、前記第 2 の巻付けストリップにおいて前記第 2 の主面上に配置されている、請求項 2 に記載のテープストリップ。

【請求項 4】

第 1 の主面と、本体層の周りの外辺部によって画定された、前記第 1 の主面と反対側の第 2 の主面であって、接着剤が前記第 2 の主面上に配置されている、第 2 の主面と、
を含むカバードレッシングと、

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の前記テープストリップと、
を備え、前記カバードレッシングが、前記テープストリップの少なくとも一部上に重なる、
ドレスシステム。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の前記テープストリップをデバイス及び基材に適用すること、
を含み、

請求項 2 又は 3 に記載の前記テープストリップが、前記第 1 の主面上の前記接着剤が前記基材に面するように、前記デバイスの少なくとも一部の下に配置されており、

前記第 2 の主面上に配置された前記接着剤が前記デバイスに面するように、前記第 1 の巻付けストリップを前記デバイスの周りに巻き付けることであって、これにより前記デバイスを前記基材に固定することを更に含む、デバイスを基材に固定する方法。

10

20

30

40

50